

終わりの見えないコロナ禍での シングルマザーの労働と子育て

中冨 桐代

北海学園大学経済部教授

はじめに

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化し、私の暮らす北海道にも繰り返し緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が発令されている。「シーセッション(女性不況)」と言われるように、コロナ禍は女性の雇用、特にサービス業等の非正規で働く多くの女性に大きな影響を与えた。令和3年版『厚生労働白書』では、女性の非正規雇用の大幅な減少と休校措置などで家事・育児負担が増加したことから、負荷が女性に偏っていることを明らかにした。

内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」(2021年4月)は、子どものいる有配偶女性が非労働力化している一方で、シングルマザーは失業しているという相違を明らかにした。家計を支える大黒柱である夫がいる有配偶女性は仕事を辞め母親業に専念できるが、シングルマザーは経済的自立のために次の仕事を探し続けなければ

ならないのである。

シングルマザーにコロナ禍が与えた影響は、上記に述べられている失業や休業だけではない。この論文では、シングルマザーの当事者団体である公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会(以下、札母連)の母子の会員(末子が20歳未満)を対象としたアンケート調査から、コロナ禍がシングルマザーの労働と子育てにどのような影響を与えているのか、そして国の支援策が有効に活用されているのかを検討する。

コロナ禍以前のシングルマザーの 経済状況、労働の実態

コロナ禍の前からシングルマザーは「働いても貧困」の状態に置かれてきた。ここで簡単に母子世帯の状況を確認しておく。母子世帯とは父のいない児童(満20歳未満の子どもであって未婚のもの)がその母に養育されている世帯である。厚労省「平成28年度世帯」によれば、母子世帯は全国で123.2万世帯、離婚で母子世帯となった者が約8割である。81.8%が就労しており、これはOECDの平均65.7%よりも高い。平均年間就労収入は200万円、児童手当や児童扶養手当を含めた平均世帯収入243万円である。単純に12ヶ月で割れば月20万円ほどの収入になり、大雑把に言えばシングルマザーは大卒の新人と同じ程度の収入で子どもを育てている。厚労省「2019年 国民生活基礎調

なかぞの きりよ

北海道大学大学院教育学研究科後期博士課程 単位取得満期退学。北海道大学博士(教育学)。専門分野はジェンダー論、労働社会学を基盤においた女性の就労支援の研究。釧路公立大学経済学部(労働経済論、社会保障論担当)を経て、北海学園大学経済学部教授(社会保障論担当)。著書に『シングルマザーの貧困はなぜ解消されないのか「働いても貧困」と支援の課題』(2021年、勁草書房)、『北海道社会とジェンダー』(共著、2013年、明石書店)など。

査の概況」によれば、大人が一人の子どものいる現役世帯(ひとり親家庭のことであるが、その約9割はシングルマザー)の貧困率は48.3%であるのに対し、大人が二人の世帯(二人親家庭)の11.2%である。圧倒的にシングルマザーの経済状況は厳しい。

私が2016年に札幌連の会員を対象とした調査(中園 2021a 第2章)では84.6%が就業しており、未就業は15.4%である。就業している者の就業形態は正社員40.0%、非正規55.7%、自営等4.3%である。一月あたりの就労収入(手取り額)は正社員が18.3万円、非正規が12.4万円である。児童扶養手当等を含めた収入は正社員が22.4万円、非正規が19.4万円である。2021年の札幌市における母子3人(小学生、未就学児)の夏季の生活保護の最低生活費は23.4万円である。多くのシングルマザーは最低生活費以下で生活しており、経済状況は本当に厳しい。

シングルマザーは育児を優先するため非正規に就くため収入が少ないと言われる。札幌連の調査でも週40時間未満で働く者の割合は、非正規が65.4%に対し正社員は45.7%である。しかし、週50時間以上就労する者の割合は非正規11.8%と正社員10.8%であり、大きな差はない。副業をしている者は非正規に多い。単純に子育て負担→非正規→シングルマザーの収入の低さと考えることはできない。

コロナ禍による子育て、家庭教育の負担の増加～ 臨時休校、特定の学年・学級の休業、リモート授業～

私の暮らす北海道では、2020年3月2日からの全国を対象とした一斉休校に先駆け、2月25日に北海道知事が教育委員会に対して2月27日からの一斉休校を要請した。札幌市では保育園は開所したものの学童保育は一時閉鎖した。この突如の臨時休校は、シングルマザーだけでなく育児のファーストパーソンである多くの母親に大きな影響を与えた。休校期間は小刻みに引き延ばされ、シングルマザーと子どもたちに大きな影響を与えた(中

園 2021a 第3章および2020)。

シングルマザーは自分が稼ぎ主であるから、子どもが休校になっても自分は仕事を休めないし、辞められない。くわえて、リモートワークを行なっている者は2020年7月の調査では1名だけであった。そのため、休校によって様々な家事、育児の負担が生じた。例をあげれば、食事の準備の負担である。シングルマザーは仕事を休めないため、出勤前に子どもの昼食や場合によっては夕食の準備も済ませなければならない。給食がないため食費の負担も生じた。この他にも、子どもが1日中家にいるため暖房費や電気代など水光熱費が負担増となった(私の個人的な経験で言えば、北海道の冬季には4人家族で1ヶ月数万円の電気代と灯油代がかかる)。そして、休校によって何よりも大人がいない家庭で子どもだけが長時間取り残され、子どもの居場所が失われたまま放置されたのである。臨時休校は子どもの安心・安全な居場所の確保、生活の保持に対して各家庭任せ、母親の自助努力に期待するという事態を生んだことを強く指摘したい。

2022年2月9日現在、オミクロン株による子どものコロナ感染者が増加している影響で、小学校の17.8%が特定の学年・学級の臨時休業を行なっており、2.9%が学校全体の休業を行なっている¹。2020年のような疫学的に明らかな効果がない一斉休校は行われなくなったが、散発的に休校措置は行われており母親の育児負担、家庭教育の負担は続いている²。

2020年の全国的な臨時休校を受けて、休校中も家庭でリモート授業を行えるように国が急遽前倒しを図ったのがGIGAスクール構想である。2019年末から始まったGIGAスクール構想によって、「一人一台端末」と「高速な校内ネットワーク」が整備された。2021年度末には98.5%の自治体の小・中学校で「一人一台端末」の整備(配布ではない、卒業や転校の場合は返却する)が終了する³。

では、整備された端末はコロナによる休校で役に立っているのか。当初のGIGAスクール構想では各家庭の通信環境については特に触れられていない⁴。私が2021年11月に札幌連の会員に対して

表1 2020年2月末と比較した就業収入の変化

	アンケート	増えている	特に影響はない	就労収入が 減った・減ると思う	就労収入は ほとんど無くなる	回答者数
正社員	A	—	82.6%	17.4%	0.0%	46
	B	9.8%	62.7%	27.5%	0.0%	51
	C	13.7%	76.5%	9.8%	0.0%	51
非正規	A	—	56.4%	39.7%	3.8%	78
	B	15.5%	52.1%	32.4%	0.0%	71
	C	8.2%	54.1%	32.8%	4.9%	61
就業者	A	—	64.8%	32.0%	3.1%	128
	B	12.5%	57.0%	30.5%	0.0%	128
	C	11.1%	63.2%	23.1%	2.6%	117

(注) —：項目なし

(出展) 筆者アンケートより作成。

行なった調査では、95.7%には自宅にWi-Fi環境が整っていたが、Wi-Fiがない、スマホしかないという回答もあった。このような家庭に対しては学校からポケットWi-Fiが貸与される。しかし、利用する母親からするとそう簡単ではない。以下は2022年2月のコロナによる学級閉鎖期間中のタブレット使用について札幌連の役員に寄せられたシングルマザーからの要望である。

「我が家にはWi-Fiもついてないので学校からレンタルしましたが、4日間では5Gは足りなくなり再度親だけ学校に取りに行く羽目になったりと休校中も大変でした。タブレット本体の充電器もゲーム機で代用できると聞きましたが、こちらもないので計3回学校に取りに行きました」。

学校でGIGAスクール構想が推進されても、家庭教育の環境を整えたり、子どもがリモート授業をきちんと利用しているか管理したりといった業務は母親が負わなければならない。母子世帯では、昼間、母親は働いていて不在の場合が多いので、子どもが端末の操作等でわからないことがあっても気軽に聞ける大人は周りにいない。家庭でのリモート授業の負担は親子とも相当大きなものである。

また、子どもが大学生である場合も経済的負担は増加している。以下は2021年7月のアンケートで寄せられた自由記述である。

「オンライン授業のため、家にいることが多く水光熱費、コピー紙、インク代がかかる。週1回の学校へ行くための交通費が高く（毎日学校があるなら定期代だが…）臨時給付金が支給されて良かったが、すぐなくなってしまった。1人暮らしの大学生以外にも（家にいる学生）食料支援をしてほしいです」（事務、正社員）。

シングルマザーの労働の場での コロナ禍の影響

札幌連の末子が20歳未満の会員を対象に2020年3月（以下、アンケートA、138人回答）、2020年7月（アンケートB、140人回答）、2021年7月（アンケートC、131人回答）の3回、コロナ禍が労働と生活にどのような影響を与えたか、アンケート調査を行った⁵。正社員の構成比はアンケートABCの順に33.3%、36.4%、39.8%、非正規は同様に56.5%、50.7%、48.4%、未就労は6.5%、8.6%、9.4%である。非正規が減少し正社員と未就労が増えているように見えるが、アンケート毎に回答者が替わっている可能性があるため全てがコロナ禍の影響とは言い切れない。

2020年2月末以降の仕事の状況の変化を尋ねたところ、アンケートBでは正社員の94.1%が同じ

表2 2020年2月末と比較してどのくらいの減収か(減った、ほとんど無くなると回答した者)

	アンケート	1万円未満	1～2万円	2～3万円	3～5万円	5万円以上	回答者数
正社員	A	62.5%	12.5%	12.5%	12.5%	0.0%	8
	B	7.1%	21.4%	14.3%	28.6%	28.6%	14
	C	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%	5
非正規	A	11.8%	23.5%	20.6%	26.5%	17.6%	34
	B	17.4%	21.7%	8.7%	26.1%	26.1%	23
	C	4.3%	13.0%	21.7%	34.8%	26.1%	23
就業者	A	20.5%	22.7%	18.2%	22.7%	15.9%	45
	B	12.8%	20.5%	12.8%	25.6%	28.2%	39
	C	3.3%	10.0%	30.0%	33.3%	23.3%	30

(出展) 筆者アンケートより作成。

仕事を続けていたが、Cでは86.3%に減少した。非正規では80.3%と80.6%と大きく変わらない。コロナ禍が始まって半年で非正規では「副業を始めた、増やした」や「自己都合で退職した」といった大きな変化があったが、1年が経つと正社員でも同様の変化が生じた。とはいえ、全体的には就労者の8割以上は仕事の状況は変化していない。ただし、未就労者について見ると、Bでは2020年2月末以降「雇い止めや解雇にあった」15.4%、「自己都合で退職した」7.7%、Cでは0%と27.3%となっている。未就労者の中ではコロナ禍以降に仕事を続けられなかった者が増加傾向にあるように見える。

仕事を続けられたとしても、就労収入が減少している者は少なくない(表1)。アンケートBでは正社員の27.5%が「就労収入が減った」と回答し、Cでは9.8%である。「就労収入はほとんど無くなる」はB、Cともいない。「増える」はB9.8%、C13.7%である。一方、非正規ではB32.4%が「就労収入が減った」と回答し、Cでは32.8%である。「就労収入はほとんど無くなる」はBではいないが、Cでは4.9%である。「増える」はB15.5%、C8.2%である。正社員に比べ非正規では就労収入が減少している者が多い。

収入が減った、あるいはほとんど無くなると回答

した者を母数とし、どの程度の減収になっているのを見よう(表2)。正社員に比べて非正規の減収が大きいのがわかる。Cの月5万円以上減収は26.1%、3～5万円減収は34.8%となっており、6割以上が月3万円以上の減収である。コロナ禍前の非正規の一月の賃金は12.4万円であるから、手取りが一桁となっているシングルマザーも少ない。

2020年2月末以降休業した者の割合は、Cで正社員23.5%(B27.5%)、非正規41%(B47.1%)で若干減っており、落ち着いているように見える。このうち正社員16.7%(B53.8%)、非正規24%(B30.3%)が休業補償はなかったと答え、補償がなかった者の割合は減少している。休業補償の特例が延長され、企業や労働者に周知されているようだ。

その一方で仕事を休まざるを得なかった非正規のシングルマザーからアンケートCで以下の回答が寄せられた。「子供が熱を出すたびに出勤停止になり、コロナではない事が確認できるまで休まなくてはいけなくなり収入はその度に減りました。家にいるので食費はかさみ大変でしたので給付金はとても有りがたかったです。ネットで勝手に母子家庭になったのに恩恵を受けて…と書いてあるのを見てつらい気持ちにはなりましたが、我が子達を食べ

させて行くために本当に助かりました」(パート・アルバイト、職種不明)。このケースは小学校休業等助成金の対象であると思われるが、企業が対応していない。

収入が増加している場合でも負担はある。正社員の看護師は労働時間も増加しており、アンケートCで以下のように述べる。「幸い看護師なので仕事がなくなり困るということはおきていません。しかし、母子で仕事をしていくのは子どものあずけ先に常に苦勞します。夜勤も命じられています。祖母に子どものめんどうをみてもらうには限界があります。はたらけというのであればその間の子どものめんどうをみてくれる環境を整えてほしいといつも思います」。コロナ禍で育児や家庭教育に負担がより増しているが、両立支援の貧弱さは相変わらずであり、シングルマザーの自助努力頼みになっている。

政府の支援策の利用は低調

シングルマザーの様々なコロナ禍に対応する施策の利用は低調なままである(中囀 2020および202a第3章、2021b)。アンケートCでも最大9ヶ月家賃の補助を受けられる住宅確保給付金⁶、条件によっては無利子で利用できる母子寡婦父子福祉資金貸付⁷を利用したものはいなかった。この他に国民年金保険料・国民健康保険料の納入猶予、上下水道の支払い猶予、納税猶予のいずれも利用は全体の1割以下である。

当面の生活費を貸し付ける緊急小口資金の利用者の割合は正社員が9.1%、非正規が7.1%、就業者が10.3%であり、未就業の利用者はいない。同じく総合支援資金は9.1%、12.2%、11.8%であり、未就業の利用者はいない。先に見た減取の状況から見ると利用は少ない。そして、これらの資金貸付は借金であるため、要件を満たさなければ返済が始まる。アンケートCでは、利用者から以下の自由記述の回答が寄せられた。「支援資金の借入をおこない食いつないでおりますが、返済がはじまる頃に元にもどっているのか、返す事ができるのか不安な日々です」(サービス、自営等)。

もう一つ利用者が増えているのは生活保護である。正社員の利用者はいないが、非正規が14.6%(アンケートBでは2.9%)、就業者が8.8%(2.3%)であり、未就業33.3%(15.4%)である。2020年7月から2021年7月の1年間で急激に増加している。最初に述べたようにコロナ禍以前から生活保護の最低生活費以下の経済水準であったシングルマザーが多いため、長期化するコロナ禍の影響で借入を行うのではなく、生活保護を利用する者が増えたと思われる。

ポストコロナ社会に向けた シングルマザーへの支援

政府は母子世帯に対し数回の給付金を配布しているが、経済的に追い詰められているシングルマザーは増加している。賃金は増えても労働条件が悪化したり、子育て負担が増加したりしている者もいる。休業補償や政府の支援策が届かない者もいる。もともと「働いても貧困」な状態におかれているシングルマザーの自助努力で、コロナ禍の親子の生活を維持することは既に限界にきている。厚労省のこれまでと同じ就職紹介、職業訓練による資格取得という支援では、シングルマザーを救えない。コロナウイルスに対する感染制御と同時に、男女、正規・非正規の賃金格差の解消、誰もが育児と労働を両立できる働き方の確立を早急に進めることが必要であり、同時に母親の負担を軽減する育児支援、家庭教育の支援の充実が必要である。遠回りかもしれないが、これらの根本的な社会のあり方の変革が、ポストコロナ社会のシングルマザーを含めた女性の労働を支えるはずである。そして、誰でも受けられる生活保障の整備も喫緊の課題である。■

《注》

- 1 文科省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業状況調査の結果について 令和4年2月18日」https://www.mext.go.jp/content/20220218-mxt_kenshoku-000006590_1.pdf 2022年3月15日閲覧

- 2 日経新聞 2022年2月27日「チャートは語る 保育所休園 ママに負担」では、保育所休園が増えた1月17日以降、東京のオフィス街では30歳代女性の人が大きく減少したと報道した。
- 3 文科省「義務教育段階における1人1台端末の整備状況（令和3年度末見込み）」2022年2月 https://www.mext.go.jp/content/20220204-mxt_shuukyo01-000009827_001.pdf 2022年3月15日閲覧
- 4 文科省「GIGA スクール構想の実現へ」 https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf 2022年3月15日閲覧
- 5 アンケートA、Bについては中園 2021a および 2021b 参照の事
- 6 主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、生活保護の住宅扶助額を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は2回まで最大9か月間）支給する。（厚生労働省 生活支援特設ホームページ <https://corona-support.mhlw.go.jp/>

[jukyokakuhokyufukin/index.html](https://www.jukyokakuhokyufukin/index.html) 2022年3月15日閲覧)

- 7 ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）と寡婦の経済的自立を支援するため、子どもの修学資金など全部で12種類の資金を無利子または低利で貸し付ける制度。（さっぽろ子育て情報サイト <https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/money/hitorioya/1123.html> 2022年3月15日閲覧)

《参考文献》

- 中園桐代（2020）「コロナウイルス感染症拡大による臨時休校がシングルマザーに与える影響：札幌市母子寡婦福祉連合会・会員のアンケート報告」『季刊北海学園経済論集』第68巻1号
- 中園桐代（2021a）『シングルマザーの貧困はなぜ解消されないのか「働いても貧困」と支援の課題』勁草書房
- 中園桐代（2021b）「コロナ禍におけるシングルマザーの労働・生活と支援策の課題—札幌市母子寡婦福祉連合会・会員アンケートを事例として—」『日本労働社会学会年報』第32号

